平成２４年（フ）第７４号
新潟県上越市木田２丁目６番14号
債務者　利根川　泰
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第７６号
新潟県糸魚川市南寺町１丁目５番30号
債務者　小澤　美里
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第８０号
新潟県上越市北城町３丁目16番27号　五十嵐アパート１号、前住所新潟県上越市北本町３丁目９番23号
債務者　塚原　信子（旧姓芳澤）
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１３５６号
名古屋市東区筒井３丁目26―31　イシダハイム501号、住民票上の住所岐阜県土岐市下石町852番地の２
債務者　阿部　　司
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１５０号
大阪市東淀川区南江口２丁目７番12―303号
債務者　宮本　一昭
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２０８号
大阪府吹田市豊津町46番Ｔ４―105号
債務者　西田　　宏
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２３８号
大阪府八尾市跡部北の町１丁目３番４号　ラ・ミュー久宝寺Ⅱ棟２階202号室、住民票上の住所大阪府藤井寺市野中３丁目８番47号
債務者　藤井　彰之
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２３９号
大阪市東淀川区菅原７丁目９番12―713号、前住所大阪府寝屋川市上神田１丁目38番11号
債務者　北山　智弘
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２９４号
大阪市東淀川区南江口２丁目６番１―301号
債務者　松葉美砂子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３３１号
大阪市西成区鶴見橋３丁目８番18号、前住所大阪市西成区津守３丁目５番43号
債務者　江口知則こと　江口　信義
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４６１号
大阪市住之江区南港中２丁目８番31―205号
債務者　尾山　正浩
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４６７号
大阪市平野区喜連東２丁目３番２号　グランドール喜連105号
債務者　中山　眞美（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５７３号
大阪府寝屋川市萱島本町４番５号
債務者　久保　憲子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６０４号
大阪市西淀川区姫里３丁目10番33号古里方
債務者　田中美津子（旧姓森園）
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８０８号
大阪府吹田市竹見台４丁目６番Ａ１―518号
債務者　塩見　保夫
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９５４号
大阪府枚方市走谷２丁目19番１号
債務者　大枝　裕昌
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９６８号
大阪府摂津市正雀本町１丁目21番20号
債務者　佐川　和美
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０４０号
大阪府東大阪市長瀬町１丁目２番30号
債務者　**荒**木とし江
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部